

# 神栖社協はさき指定居宅介護支援事業所運営規程

平成 20 年 3 月 27 日  
神社協規程第 41 号

## (事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会が開設する神栖社協はさき指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）を適正に運営するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（以下「専門員」という。）が、要介護状態等になった高齢者等に対して適切な介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

- 第 2 条 事業所の専門員は、被保険者が要介護状態等となった場合においてもその者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して事業を行う。
- 2 事業所の専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して介護支援を行うこととする。
  - 3 事業所の専門員は、介護支援の提供にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用に提供される指定居宅サービスが特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう努めるものとする。
  - 4 事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めるものとする。
  - 5 事業所は、神栖市から介護保険訪問調査の委託を受けた場合は、公平かつ中立の立場で適正な調査を行うものとする。

## (事業所の名称及び所在地)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 神栖社協はさき指定居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 茨城県神栖市土合本町 3 丁目 9 8 0 9 番地 1 5 8

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数は次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 1 名（常勤の兼務者）
- (2) 専 門 員 2 名（内 1 名は常勤の専任者、他は常勤の兼務者）
- (3) 事務職員 1 名（常勤の兼務者）

2 前項の職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者は事業所を代表し、業務を統括する。
- (2) 専門員は要介護状態等が介護保険法に基づく指定居宅サービス等を適切に利用することができるよう要介護者等の依頼を受けて、心身の状況、置かれている環境、要介護者等及びその家族の意向を尊重し、下記事項を記載した居宅介護サービス計画を作成するものとする。

利用する居宅サービスの種類及び内容とその担当者

要介護者等の健康上・生活上の問題点及び解決すべき課題

提供される指定居宅サービス等の目標及び達成時期

提供される指定居宅サービス等が提供される日時及び指定居宅サービス等を提供する上で留意すべき事項

指定居宅サービス等を利用するために利用者が負担すべき費用の額

また、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅介護サービス等の提供が確保されるよう、指定サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、要介護者等が介護保険施設等への入所を要する場合には施設への紹介等の便宜提供を行う。

(3) 事務職員は主に会計事務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までの年末年始は除く。
- (2) 営業時間は次の通りとする。ただし、携帯電話等により常時連絡可能な体制をとる。  
月曜日から金曜日までは、午前8時30分より午後5時15分まで。  
土曜日は、午前8時30分より正午まで。

(事業の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 事業所内に相談室を設け、利用者からの相談にあたる。
  - (2) 相談受付簿・相談記録簿等を備え保存する。
  - (3) 利用者の状況把握を行うにあたり使用するアセスメント・介護サービス計画書の様式は「居宅サービス計画ガイドライン」とする。
  - (4) サービス担当者との連携・調整を図るための会議は、神栖市保健・福祉会館内の会議室において開催する。
  - (5) 事業所は、指定居宅サービス事業者によるサービス提供が開始された後、介護支援専門員を月1回以上必要の都度訪問させて、サービスの実施状況、効果等の把握につとめる。
- 2 要介護認定者等の再更新は、現在の要介護認定等の有効期間が終了する1ヵ月前からできるように必要な支援を行う。
  - 3 事業所は、要介護認定者の在宅サービス計画の作成を要介護認定者と家族の意思を尊重して、医療保健サービス、福祉サービス等の多様なサービスをサービス事業者と連携し、総合的かつ効果的な介護計画を作成し、要介護認定者の承認を得てサービス提供の手続きを行う。
  - 4 事業所は、正当な理由がない限り業務の提供を拒否できないものとする。
  - 5 事業所は、事業所に対する苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにし事業所内にその手順等を掲示する。

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定めた基準によるものとし、当該支援が法定代理受領サービスであるときの利用者負担は無料とする。

- 2 第8条の実施区域を越えて行う指定居宅介護支援事業を行う場合に要した交通費は、その実費負担を求める。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の通りとする。
  - (1) 事業所から片道がおおむね10km未満の場合は300円
  - (2) 事業所から片道がおおむね10km以上の場合は10kmを超えた距離1kmあたり20円を加算

3 前項の場合は、あらかじめ、利用者またはその家族に対し当該サービスの内容及び費用についての文書を交付説明し了承を得てからサービスの提供を行うものとする。

(通常の実業実施区域)

第8条 通常の実業実施区域は神栖市とする。

(その他運営に関する留意事項)

第9条 事業所は、専門員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 事業所の職員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員の雇用契約の内容とする。

3 事業所の職員は、常時携帯用の身分証明書を持参し、初回訪問時または利用者もしくはその家族より求められたら、これを提示する。

4 この規程に定める事項の外必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年3月27日より施行し、茨城県知事の指定を受けた日より適用する。